

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の 法律案に対する修正案概要

1 施行期日の変更

エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（省エネ・リサイクル支援法）の廃止に関する規定の施行期日を、「平成25年3月31日」から「公布の日」に改めるものとする。 （附則第1条関係）

2 その他

その他所要の規定の整理を行うものとする。